

個別調達に応募受付のお知らせ

2024年4月12日

成田国際空港株式会社
代表取締役社長 田村 明比古

この度、成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）におきまして下記1の調達の発注を予定しております。つきましては、本調達を履行していただく者を募集しますので、応募される者は、下記2以下の要領によりお申込みください。

記

1 履行概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 履行番号 | 7604-5068-00 |
| (2) 履行件名 | 雨水プラント排出汚泥の処分(2024)単価契約 |
| (3) 履行場所 | 成田国際空港内 |
| (4) 履行内容 | 本調達は、雨水処理プラントの運用に伴い発生する汚泥について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、収集運搬の上、再生処理または最終処分を行う単価契約である。 |
| (5) 概算数量 | 雨水処理施設
種類：廃液（含水率99.0%）
数量：506,000 kg /年（気象状況等により変動あり）
収集運搬に使用する車両：吸引車（突発的な回収依頼あり） |
| (6) 履行期間 | 契約成立日の翌日から2025年6月30日まで
（引渡しに伴う調達に関しては、検査不合格時の修補期間を含む。） |

2 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす者に限らせていただきます。

(1) 基本条件

- ① 当社における2022～2024年度契約参加資格の「その他役務」に登録されていること。
 - ② 単体企業であること。
 - ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する汚泥についての産業廃棄物収集運搬業許可（当該産業廃棄物を積む場所の都道府県知事、卸す場所の都道府県知事又は政令市長の許可）を受けていること。
 - ④ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する汚泥についての産業廃棄物処分業許可（当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可）を受けていること。
- (2) 1(4)の収集運搬業務については、気象状況等による突発的な業務が発生するため、収集運搬業務の一部を実施することができ、かつ、汚泥についての産業廃棄物収集運搬業許可（当該産業廃棄物を積む場所の都道府県知事、卸す場所の都道府県知事又は政令市長の許可）を受けている業務提携を行う協力会社を当社に提案すること。

(3) 履行実績

以下①及び②について、過去5年（2019年4月以降）の間に履行した業務を完了した実績を有すること

- ① 産業廃棄物（汚泥）の収集運搬、処分について履行した実績
- ② 処理した汚泥を再資源化した実績

(4) 2(2)に示す協力会社の業務履行実績

2(2)に示す収集運搬業務の一部を実施する協力会社（以下「協力会社」という。）が過去

5年（2019年4月以降）の間に産業廃棄物（汚泥）の収集運搬業務を履行した実績を有すること。

(5) 応募者と協力会社との業務提携実績

過去5年（2019年4月以降）の間に産業廃棄物（汚泥）の収集運搬、処分について、協力会社と業務提携し、履行した実績を有すること

(6) 応募申込書の提出期限の日から、見積書開封の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3 競争参加の制限

(1) 競争に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3号第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、本契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証できない者は、ご応募いただけません。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。

② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。

③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。

- こと。
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
 - ⑤ 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

4 応募方法

(1) 提出書類

本調達への参加資格の有無を審査するため、応募申込書を提出してください。

- ① 「情報セキュリティー管理体制が確保できることが確認できる資料」(別紙1参照)及び「秘密情報の安全管理に関する誓約書」を提出してください。
- ② 応募申込書の作成方法
応募申込書は、別途定める「応募申込書作成要領」(以下「作成要領」という。)に示す様式及び留意事項に基づき作成してください。なお、作成要領は当社の「契約関係ご登録窓口」においても同じものを配付しています。
- ③ 掲載(配付)期間
2024年4月12日(金)から2023年4月22日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時10分から午後4時まで。但し、2024年4月22日(月)は午前11時まで。(配付期間の最終日)
- ④ 問い合わせ先
〒282-8601
千葉県成田市 成田国際空港内 NAAビル
成田国際空港株式会社
財務部門 調達部 調達管理グループ
担当者電話 0476-34-5484 担当:和田
メールアドレス chotatsu@naa.jp

(2) 提出方法

提出書類は、4(4)宛て郵送で提出してください。ただし、送達記録の残る方法(簡易書留等)によるものとします。応募申込書の記載内容の確認のためご連絡する場合がありますので、内容を説明できる方の名刺を同封してください。
なお、持参する場合も4(4)へ提出してください。

(3) 提出期限

2024年4月22日(月) 郵送必着

(但し、持参の場合は同日午前11時まで。)

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

(4) 提出先

4(1)④と同じ。

(5) 備考

「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第1項において、第三者への秘密情報の提供または開示については当社の書面での承認が必要となっておりますが、秘密情報の安全管理に関する誓約書を提出した者に対しましては、本発注案件に関する社(下請け会社等)への開示を認めることといたします。なお、「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第3項に記載の通り、応募者が第三者へ秘密情報を開示する場合は、秘密情報の安全管理に関する誓約書と同等の秘密保持契約を締結して秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負うものとします。

5 審査結果通知

参加資格の審査結果は全ての者に通知いたします。

なお、「情報セキュリティー管理体制が確保できることが確認できる資料」と「秘密情報の安全管理に関する誓約書」については、4(3)に記載の応募申込書提出期限までにご提出ください。ご提出いただけない場合には、情報セキュリティー管理上、6の仕様書及び図面等を配付でき

ませんのでご了承ください。

6 仕様書及び図面等の入手方法

仕様書及び図面等は、5により本調達に参加する資格があると認められた者に電子メールにて配付いたします。これをもって、現場説明に代えさせていただきます。また、仕様書及び図面等に関する質問は、別途定める方法により受け付けます。

(1) 配付日

2024年4月25日（木）午前11時以降。

（ただし、別途時間指定する場合があります。）

7 見積書の提出

5において本調達に参加する資格があると認められた者は、別途定める「競争見積心得書」に同意した上で、以下の通り見積書をご提出いただきます。

(1) 提出方法

見積書は、郵送でご提出ください。ただし、送達記録の残る方法（簡易書留等）によるものとします。

また、持参する場合も7(3)へご提出ください。

(2) 提出期限

2024年5月22日（水）必着

（但し、持参の場合は同日午前11時まで）

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

(3) 提出先

4(1)④に同じ。

(4) 提出部数

見積書1部（見積内訳書を含む）

(5) 見積書の無効

以下のいずれかに該当する場合は見積書を無効とします。

① 競争見積心得書第8条に合致する場合

② 見積内訳書が未提出である場合

(6) 2(7)の下線部に該当する者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し1通を、見積書と共にご提出ください。

8 契約相手方の決定方法等（別紙2参照）

(1) 当社に有利な見積書を提出された上位3者までを選定し、価格交渉の相手方である旨を通知します。

(2) 価格交渉の相手方である者と見積価格について交渉し、見積価格が当社の設定した契約制限価格の範囲内で、かつ最廉価の見積価格の者を契約の相手方とします。（※）

契約の相手方を決定したときは、その旨を価格交渉の相手方となった全ての者に対し当社より通知します。

但し、当該見積価格が当社の定める基準価格を下回る場合には、契約締結の前に見積価格の内容について調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされるとの確認が得られた後に、その者を契約の相手方とします。調査の方法・様式等は、当社ホームページの「調達情報」から「お知らせ」⇒「契約に関する要領等」⇒「低見積価格調査マニュアル」をご参照ください。（https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html）

なお、当社の調査に協力いただけない場合には、**契約の内容に適合した履行がなされるとの確認が得られないため、契約の相手方といたしません。**

（※）最廉価の見積価格の者が複数いる場合は、「くじ」により契約相手方を決定します。

(3) 契約の相手方となった者は、当社所定の契約書の案に記名押印し、(2)の通知をした日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、当社に契約書を提出してください。期限までに当社所定の契約書の案をご提出いただけない場合は、契約を辞退したとみなし、契約の相手方といたしません。なお、当社所定の契約書の案にて契約をするため、契約書の案に修正等を加えることはできません。また、契約の相手方となったにもかかわらず、期限までに契約書を提出しない場合、又は(2)の通知日以降に契約辞退の意思表示をした場合は、不正又は不誠実な行為として、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を行

うことがあります。

9 その他

このお知らせの内容に関する問い合わせは4 (1)④に同じとします。

以上

公募型競争契約方式の流れ（見積書提出以降）

